平成２３年（フ）第７号
北海道様似郡様似町字岡田165番地の４
債務者　大河原裕加里
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第８号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町４丁目116番地Ｃ号
債務者　濱　　靖夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
北海道苫小牧市見山町４丁目12番６号
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６８８号
仙台市宮城野区燕沢２丁目５番３号　鎌田アパートＢ－２
債務者　渡辺　隆夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
仙台市青葉区北根３丁目13番７号　コーポ千205
債務者　菊地　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
仙台市青葉区北根３丁目13番７号　コーポ千205
債務者　菊地　美優
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
宮城県角田市梶賀字西150番地　梶賀住宅10号
債務者　高野　　聡
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１１号
宮城県角田市梶賀字西150番地　梶賀住宅10号
債務者　高野くに子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７１号
千葉県安房郡鋸南町勝山351番地18
債務者　渡　　政彦
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２号
千葉県鴨川市八色287番地３
債務者　田中加代子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２１８号
富山県砺波市深江1125　レオパレス21　ラ・メゾン111号室、住民票上の住所栃木県足利市奥戸町267番地
債務者　室岡　　勝
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第８号
石川県河北郡津幡町字庄ロ92番地４
債務者　西　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
金沢市宮野町リ138番地甲
債務者　寺田　正信
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
石川県河北郡内灘町字緑台２丁目72番地、従前の住所金沢市額新保２丁目165番地
債務者　風間　　寿
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
長野県塩尻市広丘高出1982―２　ウエストフィールド303、住民票上の住所長野県伊那市西町4880番地
債務者　小澤　姫南
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３５号
長野県塩尻市大字広丘吉田637番地２　ノーブル中村205
債務者　林　　雄太
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３７号
長野県大町市常盤487番地
債務者　栗林　直美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部